

日田市 農業委員会だより

第23号

平成22年12月1日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL22-8213



《目次》

- ◎市農政施策に関する建議・・・P2
- ◎来年は農業委員選挙の年・・・P3
- ◎農地パトロールを実施・・・P4
- ◎老後の備えは農業者年金・・・P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・P6

農業者の声を市農政に反映させよう！

～佐藤市長に『建議書』を提出～

日田市農業委員会（森山有男会長・37名）は11月10日、佐藤市長に「平成23年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、農業者の声を市農政に反映させるため、今年も重点2項目について建議しました。（2ページに関連記事）

平成二十三年度 「日田市農政施策に

関する建議

日田市の農業は、農業従事者の高齢化の進行と担い手の減少が続いており、地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくことが大きな課題です。また、消費者に安心で安全な農作物の供給を図るため、「日田式循環型有機農業」をより一層推進し、地域の特性に応じた農業経営体制の確立に取組む必要があります。さらには、農業者の生産意欲の低下をもたらす有害鳥獣被害に対する取り組みが急務とな



▲市長に詳しく説明

っております。日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次のとおり施策の実現と予算の確保を図られるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。

一、「日田式循環型有機農業」の推進について
①日田市の農産物の多くは、消費者の動向に合わせて有機、減農薬で生産されているが、消費者に安全で安心な農産物を供給するために安心して使用できる均一な品質の堆肥生産のための指導・供給体制を確立されるよう要望します。

②日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める為、堆肥散布機の整備をより一層図られるとともに周知など整備後の効率的運用が図られるよう要望します。

二、有害鳥獣被害対策について
(防御対策)

①電気柵、防護柵の設置への補助金の枠の拡大など更なる支援を要望します。

②里山の手入など集落を含めた防除技術体系の構築とその周知徹底、支援などを行い、総合的な有害鳥獣対策に取り組むよう要望します。

③有害鳥獣は生息場所を狭められてやむを得ず、人間の住環境に出現するという現状もあり、環境林の整備などその生息場所の環境

づくりに取り組むよう配慮をお願いします。

(捕獲対策)

①駆除者の捕獲意欲を向上させるため、猿など有害鳥獣捕獲の報償金等の新設・増額等を要望します。

②捕獲しても現状では解体処理及び販売は免許取得者個々で対応している状況であり、その販路も確立していません。よって、捕獲後地域を生かした料理等の活用による交流人口の増大を図るため解体処理施設の充実を図られるよう要望します。

③捕獲後の獣肉の処理については、食料としての利用ももちろん検討するべきだが、獣肉の需要は伸び悩んでいるのが、現状と思われるので焼却などの処分場なども並行して検討されるよう要望します。

(共通事項)

①近年、小動物(アナグマ、狸等)による被害が拡大しており、この被害も農家経営の意欲を減退させる状況となっております。防御・捕獲を含めた被害防止対策に対する本市独自の対策を講じられるよう要望します。

②有害鳥獣対策について対策協議会が設立されていますが、農家の要望は有害鳥獣の頭羽数の減少を望んでおり、その活動・対策について統一した行動により被害減少に結びつけるため構成組織間の連絡調整を密にし、取組むよう要望します。

「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」は 1月10日までに提出を!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請を基に作成されます。申請用紙は平成22年12月中旬に、該当すると思われる方に郵送しますので、平成23年1月1日現在の状況でご記入をいただき、平成23年1月10日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)で市農業委員会事務局まで返信してください。直接、市農業委員会事務局まで持参される場合、平日は農業委員会事務局へ。また、土・日・祝日と年末年始(平成22年12月29日(水)～平成23年1月3日(月))は、市役所日直が受け取りをします。

《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

※平成二十二年は
『農業委員選挙』の年です!

来年は三年に一度の農業委員選挙の年です。現在の農業委員の任期は二十三年七月十九日までとなっております。選挙の告示日や投票日等はまだ確定しておりませんが、確定しましたら広報等でお知らせします。

平成二十二年度 日田市農業者年金 受給者協議会総会



▲総会のような様子

農業者年金受給者協議会(百八十名)の総会が六月二十二日、市内のホテルで開催されました。森山有男農業委員会会長の来賓祝辞の後、議案の審議が行われ、今年度は受給者間の親睦を図るため視察研修を行うことなどが決まりました。その後米寿と喜寿の方々への記念品の贈呈があり、引き続き講演では、世界遺産推進室の高瀬享室長が「咸宜園の世界遺産

登録について」と題して講演。会員は熱心に耳を傾けていました。最後に懇親会があり会員たちは相互の親睦を深めました。また、後日開催された役員会で新会長に長尾昇氏が選任されました。



会長
長尾 昇

◎五年ぶりに県外視察研修を実施!

農業者年金受給者協議会の会員二十六名は十一月十五日と十六日の二日間、長崎と熊本方面へ視察研修に行きました。会員の親睦を深めるのが目的で、長尾会長は



「久しぶりに打ち解けて、いい懇談ができ、みんな喜んでいました。会員も減っているのです、新たに受給する人がいたら、是非、入ってもらいたい」と感想を語ってくれました。

「農地パトロール」 を実施しました！



▲終了後の報告会

農業委員会は八月から十一月までの四ヶ月間を農地パトロール月間に設定し、農地パトロールを集中的に実施しました。特に八月二日と九月一日の二日間は農業委員の一斉行動日として、天瀬地区の三箇所を重点的に調査し耕作放棄地の色分けについての検討会を行いました。終了後、市役所で報告会が開かれ耕作放棄地について話し合いました。委員からは「大変な問題であり、調査後の対策こそが一番大事である」といった意見が多く出されました。最後に森山会長が「これまでの国土保全のために農地を守るという考え方から、農家の生活の場そのものを守るといった考え方に切り替えるべきであり、国や県はそのための助成措置を積極的に講じてもらいたい」と述べました。

《先進地研修報告》



農業委員会
副会長

大村征四郎

今回、私も農業委員は山口県農林事務所と広島市農業委員会へ視察研修に行つて参りました。まず、山口県農林事務所研修した地下かんがいシステム「フォアス」についてですが、私も農業者にとつて水田耕作の時一番の悩みは排水の問題です。暗渠排水管を利用して地下水位を管理することで、作物に適した水位に調整できる「フォアス」は、確かに理に適った給排水の工法であると思います。工事費についてもまずまずの額ですし、今後は大きく伸びる工法ではないでしょうか。現地での説明によると一地区四ヘクタールで、四地区で試験を行つており、全ての地区が二年四作で米、麦、大豆、玉ネギといった四作目で栽培を行つており、全ての作目がよい成果を出しているとの事でした。ただ現状において設備投資は？と考えるとやはり基盤整備を行うときに全て取り入れて農地の有効利用に取り組んでいく必要があるのだからと強く感じた次第です。

二日目の広島市農業委員会の権限移譲の取り組みについてですが、既に平成二十年より取り組みをしており、日田市の心配している通り利権の絡む件も多く出ているようですが、その都度話し合いで解決しているとのことでした。また貸借については農地銀行を作り実施要綱に基づいて締結しているとのことでした。事業については、市の予算で十八歳から四十歳までの新規就農者を募集し二年間の教育を行う事業、スローライフ事業で五十歳以上の就農者十五名の募集、チャレンジ女性農業者事業、ふる里帰農者を育成する事業と、四つの事業に関しては市行政と連携した事業であり、確かに百万都市だからこそ出来る事業でした。私も日田市においても立地にあった農政を推進していく必要があると痛感いたしました。



▲視察研修のようす

老後の備えは、 農業者年金で安心！

女性農業者の皆さん、

あなた自身の年金を！

① 農業に従事されている方は

誰でも加入できます。

六十歳未満の国民年金第一号被保険者であつて年間六十日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

② 少子高齢化時代に強い年金です。

年金資金は安全かつ効率的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額二万円〜六万七千円)、経営の状況やその後設計に依つていつでも見直せます。平成十五年度から十九年度までの直近五年間の利回りの平均は年三・四三%です。なお、新制度発足以降の六年間の運用実績の平均は年二・〇四%です。

③ 終身年金で八十歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則六十五歳から生涯受

け取ることができません。仮に八十歳前に亡くなられた場合でも、八十歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

④ 税の特例が用意されています。

☆支払った保険料は、全額(一人当たり最高月額八万四千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税に。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用(六十五歳以上の方は公的年金等の合計額が百二十万円までは非課税)されます。

⑤ 認定農業者など一定の要件を満たす方

には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高一万円、通算すると最大で二百十六万円)があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則六十五歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて支給の時期を決められます。

《 農地の「賃借料情報」を提供しています! 》

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

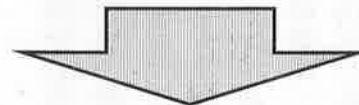
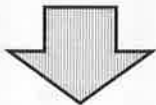
農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。 《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていないなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者（耕作等の面積が申請地を含めて下限面積30a以上）でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し登記まで済ましてください。
- ◎農地の違反転用をなくしましょう。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

**※申請書の締め切りは
毎月17日です**

17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を
締め切りとさせていただきます。

☆経営には情報が多いいほど良い☆

「全国農業新聞」

◎発行日 毎週金曜日 ◎購読料 1ヶ月600円(送料込)

◎お申込・問合先 お近くの農業委員又は

農業委員会事務局まで(電話22-8213)